

2024年3月25日

討論／第45号議案／中西智子

◆第45号議案 指定管理者の指定の件（箕面市立病院）

第45号議案「指定管理者の指定の件（箕面市立病院）」について、反対の立場から簡潔に討論します。

この議案は、2025年4月1日から、指定期間開始日以降、最初に新築される市立病院における業務開始日の前日が属する年度の末日までの期間に20年を加えた期間に、医療法人協和会を指定管理者と指定するものです。指定管理料の額は、2023年度の地方財政計画をもとにした算定額では、年額で約3億2千万円となっています。これは公立病院の政策医療に対する国からの交付税措置分です。

さて選定理由には、「市立病院の設置目的を効果的に達成できると認めたため」とあります。しかし、先日3月13日に開催された新市立病院建設運営特別委員会の質疑において、新病院の職員体制は明らかにされませんでした。病床数390床に対応するための看護師や医療技術職が、およそどの程度必要になってくるのかさえ示していただけない状況です。

病床規模の拡大にともない、外来機能も拡大し、多くの患者を受け入れる体制が必要になります。現市立病院の看護師配置基準からは今以上の職員数が求められることが、市立病院労働組合から市議会に提出された陳情書にも記されています。

また、「医療は医師だけでなくチームで対応しなければ継続が難しく医療スタッフ数を確保しなければならない」ことや、「医師の働き方改革のためにも医療スタッフとのタスクシフト・タスクシェアにより、医師の長時間労働を改善し、医量の質を向上させること、箕面市の急性期医療を支えてきた熟練した医療スタッフとスタッフの教育環境だからこそ、これらの改革に対応できるものと考えている」ということなどが綴られています。私も、この間、良い医療はドクターだけではなく、医療スタッフあってのことだと訴えてきました。

しかし現在の医療スタッフの待遇を引き下げることなく、新病院でなるべく

多くの職員を受け入れるための条件は残念ながら整っておらず、病院組合との交渉は合意に至っていません。このような状態では、議会としては賛成できません。

また、そのほかにも評価員委員会への資料について市民モニタリング調査は実施しないことであるとか、現在は医療事故や訴訟等について議会へ情報提供されていますが、運営が指定管理者に移行すれば、医療事故について市には報告するが、議会にはその予定はない、また医療法人が訴訟など訴えられた場合についても、議会に報告する予定はない、という市の答弁でした。このような議会への情報提供が後退することについても非常に懸念いたします。

以上、反対理由を述べまして、私の討論といたします。